

香川県ミニバスケットボール連盟

大会・交歓ゲームに関わるチーム取扱規程

第1条 (目的)

本規程を定めることにより、香川県ミニバスケットボール連盟(以下 県ミニ連盟という)の加盟チームに対し、

- (1)より広いゲーム参加の場の提供
- (2)加盟登録内容に応じた取り扱いの明確化による、大会・交歓ゲームの適正運営の実現を図ることを目的とする。

第2条 (県ミニ連盟が主催・主管・共催する大会・交歓ゲーム)

大会・交歓ゲームの種類を以下のとおりとする。なお、その実施要領等については、別に定める。

名 称	開催予定時期	シード制	付帯ゲーム
香川県ミニバスケットボール 新人大会	3月	適用なし	—
香川県ミニバスケットボール 地区リーグ	3月～6月	適用なし ※1	—
香川県ミニバスケットボール 夏季大会 兼 四国大会予選	7月	適用	フレンドリーマッチ
香川 ルーキーズカップ	11月	適用なし	—
香川県ミニバスケットボール 全国大会予選	12月	適用	—
香川県ミニバスケットボール 選手権大会予選	12月	適用 ※2	—
香川県ミニバスケットボール 選手権大会	12月 (実施方法に合わせ調整)	適用なし	—
香川 ドリームカップ	1月～3月	適用なし	—
香川 オールスターゲーム	3月(新人大会最終日)	適用なし	—

※1 新人大会のシード権を地区リーグの結果により、四国大会予選のシードに反映する。(別紙1参照)

※2 参加チーム数の関係上、リーグ戦を実施する場合は「適用なし」とする。

2. 前項の大会・交歓ゲームへの参加については、そのチームの加盟登録内容により、以下のとおり取り扱うものとする(別紙1参照)。

	チームを構成する児童の数が10人以上 且つ 小学校数が4校以下のチーム	チームを構成する児童の数が10人以上 且つ 小学校数が5校以上のチーム	チームを構成する児童の数が10人未満のチーム (小学校数は問わない)
新人大会 地区リーグ	◎通常参加		◎オープン参加
夏季大会 兼 四国大会予選			
・フレンドリーマッチ (付帯ゲーム)	◎夏季大会 兼 四国大会予選においてトーナメント上の1回戦で負けたチームが参加		◎夏季大会 兼 四国大会予選においてトーナメント上の1回戦に出場したチームが参加
ルーキーズカップ	◎4年生以下の児童が参加		
全国大会予選	◎通常参加	◎参加不可	◎参加不可
選手権大会予選	◎希望チーム	◎通常参加	◎オープン参加
選手権大会	◎全国大会予選の1位チームが参加	◎選手権大会予選の1位チームが参加	◎参加不可
ドリームカップ	◎全国大会出場チームおよび、県ミニ連盟が定めた地区割に基づき、それぞれの地区が自地区内のすべての加盟チーム(児童)を対象として選抜チームを編成し参加		
オールスターゲーム	◎ドリームカップ出場選手の中から、さらに選抜したメンバーにより、東讃地区と高松地区で東軍、また中讃地区と西讃地区で西軍を編成し参加		

- (1)『通常参加』とは、「ゲームの勝敗に基づく勝ち上がりを認め、且つ それぞれの大会・交歓ゲームにおいて定められた順位に応じて発生する諸権利の行使を認める」取り扱いのことをいう。
- (2)『オープン参加』とは、「ゲームの勝敗に拘らず1ゲーム目をもって負けとし、勝ち上がりを認めない」取り扱いのことをいう。
- (3)参加申込では10人以上の競技者をエントリーしていたチームが、ゲーム当日10人に満たなくなった場合は、オープン参加とする。

第3条 (県ミニ連盟の推薦を必要とする大会・交歓ゲーム)

四国ミニバスケットボール大会(以下 四国大会という)については、予選大会における1位から4位チームを、また全国ミニバスケットボール大会(以下 全国大会という)については、予選大会における1位チームを推薦することを原則とする。

2. 前項に定めのない大会・交歓ゲームについては、直近に行われた前条の大会・交歓ゲーム(但し、ルーキーズカップは除く)の順位に基づき、当該大会・交歓ゲームの開催趣旨に合致するチームを理事会において決定の上、推薦するものとする。
3. 順位に基づく推薦が適正ではないと判断される事象が発生した場合には、理事会において審議し、推薦チームを決定する。
4. 第1項の規定に拘らず、「チームを構成する小学校数が5校以上のチーム」は、全国大会に推薦しないことを原則とする。
但し、県ミニ連盟と日本ミニ連盟が事前協議により、日本ミニ連盟のねらいである「普及・育成」の観点に照らし合わせても逸脱しておらず、且つ「チーム編成 および それに係る地域のとらえ方と児童の受け入れ方」を順守していると判断した場合は、特例として推薦することがある。
5. 「チームを構成する児童の数が10人未満のチーム」はすべての大会・交歓ゲームについて推薦することはない。

第4条 (疑義・紛争の解決および本規程に定めのない事項)

疑義・紛争が生じた場合、或いは本規程に定めのない事項については、理事会で審議し、決定・解決を図るものとする。

附則 本規程は、平成20年1月1日より施行する。

平成20年 6月14日 改定
平成22年 3月 1日 改定
平成22年 5月 1日 改定
平成23年 2月19日 改定
平成25年 1月 1日 改定
平成26年 4月 1日 改定
平成28年 2月 1日 改定